

文科省の小学校の学習指導要領^(※)の中での 交通安全教育（指導）の位置づけ

- ・「体育（保健）」（教科）
 - ・「道徳」（特別の教科）
 - ・「特別活動」（教科外活動）
- ・・・ 「交通事故によるけがの防止」や「安全」という言葉での記載
- ・・・ 「安全に関する指導」として「交通安全」という言葉を用いた
明確な記載

「特別活動」内の「学級活動」の、「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の中の、「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」の部分で指導するとした記載がある。

この学習指導要領の記載と、学校保健法に基づく「学校安全計画」（学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育）を基に各小学校教育現場では、「教育課程（カリキュラム／時間割）」を作成し、授業を実施するように事実上求められている。

(※) 学習指導要領とは・・・

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づいて定めた告示文書。

各学校が、教育課程（カリキュラム／時間割）を編成する際の基準となるもの。

小学校教育に於いて 交通安全教育に関する内容 教科書 や 副読本

(愛知県内の小学校で採用の一例)

- **必修教科「体育」**：「G.保健」 領域

例：保健の教科書「たのしい保健 5・6年生」(大日本図書)

※ 但し、交通安全に直接関係する内容は、5年生②の「けがの防止」項目内の2「交通事故によるけがの防止」のみで、2ページ。1～2授業時間程度の扱い。

各教育現場では、この項目全体は、テスト等も含めて5時間程度の指導枠となる。

- **必修教科「道徳」・「社会」**(4年生)・**「生活科」**(1～2年生)等の教科にも一部関連した内容が認められる。
安全に関する教育は、教科横断的な指導を展開するように以前から求められており、近年、文科省の方針として
資料：『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の中でも規定されている。

- 各地域任意採用の**副読本**：文科省「学校安全」領域：「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育に準拠

例：「わたしたちの安全_(チャオ)」1～6年各編(教育出版)

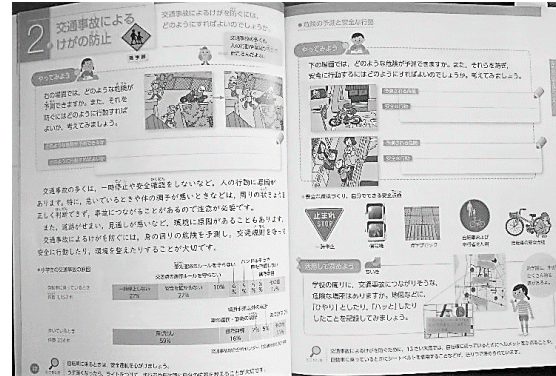
「みんなの安全」1～6年生各編(公財 愛知教育文化振興会)

※ 交通安全教育についても、標識から交通ルール、歩行者から自転車運転に至るまで
十分な交通安全教育に活用できる内容が掲載されており、特別活動の学級活動等での
交通安全指導や教育で使用することが可能。

必修領域ではないので、副読本の学校への導入や、これらの教材を活用しての
交通安全教育の実施には格差が生じやすい。

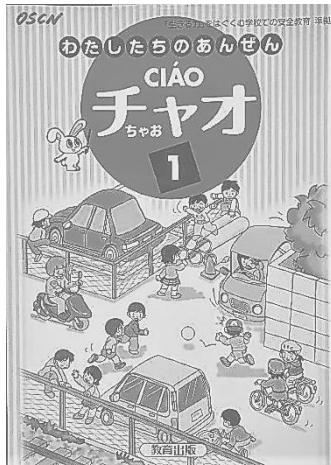
C

教科書： 保健「たのしい保健 5・6年生」（出典：大日本図書）



全地域対象の副読本：
「わたしたちの安全（チャオ）」

1～6年 各編（教育出版）



愛知県内の副読本：
（愛知県 三河地域向け）「みんなの安全」
1～6年 各編（公財 愛知教育文化振興会）

